## 施設等利用費口座登録書

- 1、幼児教育・保育の無償化において、入園料・保育料に加えて「預かり保育」も無償化の対象と認定された場合は、預かり保育分の施設等利用費が償還払いとなります。そのため、振込先を事前に登録してください。
- 2、振込先に指定する口座は、<u>認定保護者(※)の名義のものに限ります</u>。 ※認定保護者については、施設等利用給付認定通知書を確認してください。
- 3、銀行名、支店名、口座番号、口座名義がわかるよう、通帳等の写しを添付してください。

1.	施設等和	川用給	付認定	保護者
		שיוינו עני	ᅵᅵᆘᅛᄾᅩ	

フリス	ガナ			生年	三月日	年	月	日
氏	名	だりますが、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	認定子どの続柄	現住所	電話:			

_		( - :				-	,				
	法第30条	の4の	認定種別		第2号		第3号	認	定	番	号
	生年月日			年		月	日	フ	リ	ガ	ナ
	転入または	転出に該	後当した場合	計は	転入・軸	5出1	日を記入	氏			名
Ī				年		月	日				泊

3. 在籍する幼稚園・認定こども園・特別支援学校について記入

フ	IJ	ガ	ナ
施	設	名	称

4. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1,※2)

金融機関名	預 金 種 目 🗆 普通 🗆 当座
銀行・信用金庫 支店	口座番号
農協・信用組合 出張所	口座名義(カタカナ)

- ※1 認定保護者と口座名義は同一のものに限る
- ※2 銀行名、支店名、口座番号、口座名義がわかるように、通帳等のコピーを添付してください